

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関
し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件（令和
8年こども家庭庁告示第15号）の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった
理由について

令和8年8月12日
こども家庭庁支援局障害児支援課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁成育局母子保健課

1. 告示の趣旨

令和8年熊本地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域内において
業を行う者又は居住地を有する者等について、特定非常災害の被害者の権利利
益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3
条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益の満了日を令和9年1月
27日まで延長する措置の対象となるこども家庭庁関係の特定権利利益を告示
するもの。

2. 意見公募手続を行わなかった理由

令和8年熊本地震による被害者の権利利益の保全を図るために迅速に告示
する必要があり、行政手続法第39条第4項第1号に掲げる「公益上、緊急に
命令等を定める必要がある」場合に該当することから、意見公募を行いません
でした。

※ 行政手続法（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令
等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこ
れに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提
出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて
広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続
（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）